

## 規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条  
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

### 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見がある場合には、理由を付して文書で御提出お願い致します。

#### 記

- 1 件名  
食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正
- 2 対象  
ミネラルウォーター （22.01）
- 3 趣旨及び目的  
食品の安全性を確保する必要性があることから、ミネラルウォーター類について規格基準の改正を行うもの。
- 4 施行予定日  
意見提出期間後、一定の周知期間の後、施行する予定
- 5 照会先  
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL 03-5253-1111 内線 4281  
FAX 03-3501-4868
- 6 意見提出期限  
WTO事務局から配付された後 60日間